

人事院公示第3号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年2月18日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則9—2（俸給表の適用範囲）、人事院規則9—5（給与簿）、人事院規則9—6（俸給の調整額）、人事院規則9—6—6（人事院規則9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則9—7（俸給

等の支給)、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則9-8-8(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-14(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-18(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-40(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-57(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-68(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-90(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-15(宿日直手当)、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)、人

等の支給)、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則9-8-8(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-14(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-18(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-40(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-57(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-68(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-8-90(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則9-15(宿日直手当)、人事院規則9-17(俸給の特別調整額)、人

事院規則 9—24（通勤手当）、人事院規則 9—30（特殊勤務手当）、人事院規則 9—34（初任給調整手当）、人事院規則 9—40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則 9—43（休日給）、人事院規則 9—49（地域手当）、人事院規則 9—54（住居手当）、人事院規則 9—55（特地勤務手当等）、人事院規則 9—80（扶養手当）、人事院規則 9—82（俸給の半減）、人事院規則 9—89（単身赴任手当）、人事院規則 9—93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則 9—97（超過勤務手当）、人事院規則 9—102（研究員調整手当）、人事院規則 9—121（広域異動手当）、人事院規則 9—122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）、人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則 9—147（給与法附則第 8 項の規定による俸給月額）及び人事

事院規則 9—24（通勤手当）、人事院規則 9—30（特殊勤務手当）、人事院規則 9—34（初任給調整手当）、人事院規則 9—40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則 9—43（休日給）、人事院規則 9—49（地域手当）、人事院規則 9—54（住居手当）、人事院規則 9—55（特地勤務手当等）、人事院規則 9—80（扶養手当）、人事院規則 9—82（俸給の半減）、人事院規則 9—89（単身赴任手当）、人事院規則 9—93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則 9—97（超過勤務手当）、人事院規則 9—102（研究員調整手当）、人事院規則 9—121（広域異動手当）、人事院規則 9—122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）及び人事院規則 9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の特例）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

院規則 9—148 (給与法附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による俸給) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～三 (略)

四 人事院規則 9—6 (俸給の調整額) に規定する次に掲げる事項

(1) 第 3 条の規定に基づき、人事院に対する報告について定めること。

(2) (略)

四の二～九 (略)

十 人事院規則 9—40 (期末手当及び勤勉手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の6) (略)

(4の7) 第 13 条の 2 第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(4の8)～(8) (略)

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～三 (略)

四 人事院規則 9—6 (俸給の調整額) に規定する次に掲げる事項

(1) 第 2 条の規定に基づき、人事院に対する報告について定めること。

(2) (略)

四の二～九 (略)

十 人事院規則 9—40 (期末手当及び勤勉手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の6) (略)

(4の7) 第 13 条の 2 第 1 項第 1 号ハ又は第 3 号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(4の8)～(8) (略)

十の二～十二 (略)

十三 人事院規則 9—55 (特地勤務手当等) に規定する次に掲げる事項

(1)～(7) (略)

(8) 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(削る)

十四～二十一 (略)

二十二 人事院規則 9—147 (給与法附則第 8 項の規定による俸給月額) に規定する次に掲げる事項

(1) 第 3 条第 1 号イの規定に基づき、事務次官のうち人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。

(2) 第 3 条第 1 号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている内閣審議官及び外

十の二～十二 (略)

十三 人事院規則 9—55 (特地勤務手当等) に規定する次に掲げる事項

(1)～(7) (略)

(8) 第 10 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。

(9) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び期間について定めること。

十四～二十一 (略)

(新設)

務審議官のうち人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。

(3) 第3条第1号ニの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(4) 第3条第2号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている研究所、試験所等の副所長について定めること。

(5) 第3条第2号ロ(2)の規定に基づき、式部副長のうち人事院が定めることとされているものについて定めること。

(6) 第3条第2号ニの規定に基づき、人事院が定めることとされている外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員について定めること。

(7) 第3条第2号トの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(8) 第5条第1項の規定に基づ

き、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(9) 第5条第2項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている研究所、試験所等の長について定めること。

(10) 第5条第2項第3号ハの規定に基づき、式部副長のうち人事院が定めることとされているものについて定めること。

(11) 第5条第2項第7号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事故調査官について定めること。

(12) 第5条第2項第9号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(13) 第6条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(14) 第7条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

二十三 人事院規則 9—148 (

(新設)

給与法附則第10項、第12項  
又は第13項の規定による俸給  
) に規定する次に掲げる事項

(1) 第3条第1号ニの規定に基  
づき、人事院が定めることと  
されている職員について定め  
ること。

(2) 第4条第1項第5号の規定  
に基づき、人事院が定めるこ  
ととされている職員及び額に  
ついて定めること。

(3) 第4条第4項の規定に基づ  
き、人事院が定めることとさ  
れている日及び額について定  
めること。

(4) 第6条第1項第6号の規定  
に基づき、人事院が定めるこ  
ととされている職員及び額に  
ついて定めること。

(5) 第6条第4項の規定に基づ  
き、人事院が定めることとさ  
れている日及び額について定  
めること。

(6) 第7条第4項の規定に基づ  
き、人事院が定めることとさ



れている日及び額について定めること。

(7) 第7条第4項第4号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職員について定めること。

(8) 第8条第4項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている日及び額について定めること。

(9) 第8条第4項第4号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職員について定めること。

(10) 第9条第4項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている日及び額について定めること。

(11) 第9条第4項第5号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職員について定めること。

(12) 第10条第4項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている日及び額について定めること。

(13) 第10条第4項第6号の  
規定に基づき、人事院が定め  
ることとされている職員につ  
いて定めること。

(14) 第11条第1項から第3  
項までの規定に基づき、人事  
院が定めることとされている  
額について定めること。

(15) 第11条第6項の規定に  
基づき、人事院が定めること  
とされている日及び額につい  
て定めること。

(16) 第11条第6項第4号の  
規定に基づき、人事院が定め  
ることとされている職員につ  
いて定めること。

(17) 第12条の規定に基づき  
、別段の取扱いをすることを  
承認すること。

(18) 第13条の規定に基づき  
、人事院が定めることとされ  
ている事項について定めるこ  
と。

3・4 (略)

3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。